

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表）

（別紙）

現 行	改 正 案
<p>【本編】 Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（清算機関） （中略） Ⅲ－２－６ 担保制度 （中略） （新設）</p> <p>Ⅲ－４－１ 業務方法書認可等に係る留意点 （中略）</p> <p>（２）主な着眼点 ①～⑥ （略） ⑦ （新設）</p>	<p>【本編】 Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（清算機関） （中略） Ⅲ－２－６ 担保制度 （中略） （３）監督手法・対応 <u>取引証拠金の代用有価証券等として、金融商品取引所等に関する内閣府令第 68 条第 1 項第 3 号に規定する権利（以下「LG」という。）が認められている。</u> <u>LG は、特定通貨関連店頭デリバティブ取引（同令第 117 条第 1 項第 28 号の 2 に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）のカバー取引（同令第 94 条第 1 項第 1 号に規定するカバー取引をいう。以下同じ。）について、</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特定通貨関連店頭デリバティブ取引を行う金融商品取引業者等が特定通貨関連店頭デリバティブ取引やカバー取引を安定的に行う観点から清算機関の利用を促進する必要性が高いこと</u> ・ <u>特定通貨関連店頭デリバティブ取引を行う金融商品取引業者等が清算機関の利用を促進するためのインセンティブとして、代用有価証券等として LG の利用を認めることが有効であること</u> <u>を踏まえ、例外的に代用有価証券等として認められたものであることに留意する必要がある。</u> <u>これを踏まえ、LG の利用については、市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直す必要がある。</u> <p>Ⅲ－４－１ 業務方法書認可等に係る留意点 （中略）</p> <p>（２）主な着眼点 ①～⑥ （略） ⑦ <u>清算機関は、取引証拠金の代用有価証券等として、LG を追加する場合には、適切に対応・管理するための態勢を整備しているか。</u> <u>ア. LG の発行者を高い信用力を有する者に限定しているか。</u> <u>イ. LG の発行者を含めた金融機関の与信集中リスクを適切に管理し</u></p> </p>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表）

（別紙）

現 行	改 正 案
<p>⑧ （略）</p>	<p>ているか。 <u>ウ. 当初証拠金や変動証拠金の授受について流動性リスクを適切に管理しているか。</u> <u>エ. LG の特性を踏まえた適切な掛目を設定しているか。</u> ⑧ （略）</p>